

注 記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

… 未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

- … 退職金の支給に備えるため、高等学校・中学校・小学校教員については、期末要支給額 212,594,400円から静岡県私学教育振興会（旧静岡県私学退職金社団）交付金相当額を控除した金額の100%を計上している。
- … 大学・専門学校の教員および法人・大学・高等学校・小学校・こども園・専門学校の職員については、期末要支給額698,409,900円を基にした金額の100%に私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額等を加減した金額を計上している。
- … こども園の教職員（保育教諭、幼稚園教諭、保育士、看護師、栄養士）については、期末要支給額20,832,000円から静岡県私立幼稚園退職基金財団交付金相当額を控除した金額の100%を計上している。
- … なお、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」（平成23年2月17日付け22高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）に基づく変更時差異 215,742,362円については、平成23年度から10年間で均等に繰り入れており、最終年度となる当年度をもって全額を繰り入れている。

(2) その他の重要な会計方針

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

- … 預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。
- … 立替金に係る収入と支出は相殺して表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

該当なし。

3. 減価償却額の累計額の合計額 7,374,940,689 円

4. 徴収不能引当金の合計額 0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土 地	2,074,402,849 円
建 物	4,364,519,529 円

6. 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 1,675,690,319 円

7. 当該年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位:円)

対象物	種類	当年度(令和3年3月31日)			
		契約額等	契約額のうち1年超	時価	評価損益
金利スワップ取引	受取変動・支払固定	95,200,000	87,400,000	△ 1,961,158	△ 1,961,158
合 計		95,200,000	87,400,000	△ 1,961,158	△ 1,961,158

(注)時価の算定方法 金利スワップ取引…取引銀行から提示された価格によっている。

上記金利スワップ取引は将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、評価損益が実現する可能性は低い。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンスリースは次のとおりである。

①平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	87,465,084 円	48,143,471 円
管理用機器備品	8,460,312 円	2,840,325 円

②平成21年3月31日以前に開始したリース取引

該当なし

(3) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位:円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係の内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
理事長	長谷川 了	—	—	—	—	—	—	当法人の借入に対する債務被保証 (注1)	640,060,000	—	—
理事	山本 敏博	—	—	社会福祉法人 聖隷福祉 事業団 理事長	—	—	設備の賃借	実習控室借用料(注2)	3,960,000	教育研究経費	—
						—	健康診断委託	学生生徒検診委託料(注2)	3,924,272	教育研究経費	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

※取引金額は消費税込み

(注1)当法人は、金融機関等からの借入に対して、理事長 長谷川了より債務保証を受けており、取引金額は令和3年3月末残高である。
なお、保証料の支払いは行っていない。

(注2)理事 山本敏博が、第三者(社会福祉法人 聖隷福祉事業団)の代表者として行っている取引である。
取引条件は双方協議の上、契約等に基づき決定している。

(4) 退職給与引当金の計上

「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」(平成23年2月17日付け22高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)に基づく変更時差異は215,742,362円、退職給与引当金特別繰入額の累計額は215,742,362円、繰入年数は10年、経過処理年数は10年であり、当年度をもって全額を繰り入れている。